

香川県広域水道企業団条例第9号

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、企業長は必要な種類の給料表を設ける<u>ものとする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業長が定める管理又は監督の地位にある職員に対しては、支給しない。</u></p> <p>2 <u>前項本文の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して企業長が定める地域に在勤している職員に対して支給する。</p> <p>(労働組合のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第30条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、労働</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、企業長は必要な種類の給料表を設ける<u>ことができる。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の<u>みち</u>がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p><u>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p><u>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p><u>(5) 重度心身障害者</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第7条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して企業長が定める地域に<u>所在する公署</u>に在勤している職員に対して支給する。</p> <p>(労働組合のための職員の行為の制限の特例)</p> <p>第30条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、労働</p>

組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第1項の労働組合をいう。）のためその業務を行い、又は活動することができる。

(1)・(2) 略

組合（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第1項の労働組合をいう。）のためその業務を行い、又は活動することができる。

(1)・(2) 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。